

 市 章	大津市公報	令 和 6 年 12 月 27 日 号 外 （第 79 号）
		発行所 大 津 市 役 所 発行人 大 津 市 毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次	
○ 告 示	
314 石川県における市税に関する申告期限等の期日を定めることについて……………	1

告 示

大津市告示第314号

大津市市税条例（昭和34年条例第 1 号）第19条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年告示第21号（富山県及び石川県における市税に関する申告期限等の延長について）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に居住又は所在する納税者又は特別徴収義務者に係る申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 月30 日までの間に到来するものについては、その期限を同月31日（個人の市民税の特別徴収税額に関するものにあつては、同年 2 月10日）とする。なお、期限が同年 1 月31日以後に到来するものについては、期限の延長を行わない。

令和 6 年12月27日

大津市長 佐 藤 健 司

都道府県名	指定地域
石川県	七尾市 羽咋郡志賀町